

プロジェクト ASAF 対応

項目 共通支配下の企業結合 (BCUCC) : 会計処理方法

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会 (IASB) の共通支配下の企業結合 (Business Combinations under Common Control; BCUCC) に関するリサーチ・プロジェクト (以下「本プロジェクト」という。) について、2017 年 12 月に開催される会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議で議論される項目のうち、会計処理方法に関する論点の内容をご紹介するとともに、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案について、ご意見をいただくことを目的としている。

代替案の識別

2. BCUCC プロジェクトの範囲に含まれる取引に適用される会計処理方法を検討するにあたり、IASB スタッフは、次の 4 つの会計処理方法について比較した。

図表 1 : 会計処理方法の比較

	会計処理方法	IFRS 基準での記述	純資産	比較情報
(1)	取得法 (acquisition method)	有	<ul style="list-style-type: none"> 取得企業の純資産は簿価のまま引き継がれる。 被取得企業の純資産は公正価値となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 比較情報には取得企業に関する情報のみが含まれる。
(2)	簿価引継法 (predecessor method)	無	<ul style="list-style-type: none"> すべての結合当事企業 (combining entities) の純資産が簿価のまま引き継がれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 比較情報には取得企業に関する情報のみが含まれるのか、すべての結合当事企業があたかも過去から継続的に結合されていたかのように比較情報を修正再表示するのかが論点となる。
(3)	フレッシュ・スタート法 (fresh start method)	無	<ul style="list-style-type: none"> すべての結合当事企業の純資産が公正価値となる。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての結合当事企業について比較情報を表示しないとするかどうか論点となる。 比較情報を表示するとされた場合には、どのような情報を表示すべきかが論点となる。
(4)	取得原価の配分 ¹ (allocation of cost)	有	<ul style="list-style-type: none"> 取得企業の純資産は簿価のまま引き継がれる。 被取得企業の純資産は移転対価となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 比較情報には取得企業に関する情報のみが含まれる。

¹ 【ASBJ 事務局注】IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」という。) 第 2 項 (b) に、事業を構成しない資産又は資産グループを取得した場合に、取得原価を取得日現在の公正価値の比率に基づき、認識可能な個別の資産及び負債に配分しなければならない (当該取引又は事象によりのれんは発生しない。) という定めがある。

3. IASB スタッフは、前項の(1)及び(2)を検討の出発点として使用し、(3)及び(4)についてはプロジェクトの進捗に伴い検討するとしている。

4. 取得法と簿価引継法については、次のような点が異なる。

(1) 取得法

① 取得企業として識別された企業の視点から、取引を取得(acquisition)として捉える。

② 結合当事企業の純資産及び比較情報の取扱いは、取得企業と被取得企業で「非対称(asymmetric)」である(すなわち、取得企業は純資産が簿価のまま結合後の企業に引き継がれ、比較情報も表示されるのに対し、被取得企業は純資産が取得日の公正価値で測定され、比較情報は表示されない。)

(2) 簿価引継法

① 取得企業、結合当事企業又は支配企業のいずれの視点を取るかによって、取引は異なる捉え方をされる可能性がある。例として、結合当事企業と支配企業の視点による捉え方を示すと、次のとおりである。

ア. 結合当事企業の視点から情報提供を行うなら、簿価には移転元企業における簿価を用い、結合当事企業は(比較情報の修正再表示(遡及修正)を行うことなく)結合日から結合しているものとして取り扱うこととなる。

イ. 支配企業(controlling party)の視点から情報提供を行うならば、簿価には支配企業における簿価を用い、結合当事企業は、(比較対象期間を含め)あたかも過去から継続的に結合されていたかのように取り扱うこととなる。

② ①に記載したとおり、結合当事企業の純資産及び比較情報の取扱いは、必ずしも「非対称」ではない。

出発点の選択

5. IASB スタッフは、最初にどの会計処理方法を BCUC プロジェクトの範囲に含まれる取引に適用すべきかという論点を検討するとしている。そのうえで、範囲に含まれるすべての取引に単一の会計処理方法を適用するのか、異なる取引に異なる会計処理方法を適用するのかを検討するとしているが、後者の場合には、どの取引に対

してどの会計処理方法を適用するのかを、どのように選択するかが問題になっている。

6. なお、IASB スタッフは、異なる会計処理方法を適用するのは、使用された会計処理方法がその事例において最も有用な情報を提供する場合であって、かつ、どのような時にある会計処理方法が他の会計処理方法の代わりに適用されるべきなのかを区別するために、曖昧でない境界を引くことができる場合に限られるとしている。

(2つのアプローチ)

7. IASB スタッフは、適用すべき会計処理方法を検討するにあたり、次の2つのアプローチを検討している。

- (1) アプローチ1：取得法から検討を開始する。
 (2) アプローチ2：簿価引継法から検討を開始する。

アプローチ1：取得法から検討を開始する

8. アプローチ1では、BCUCC プロジェクトの範囲に含まれる取引が、共通支配下ではない企業結合（通常の企業結合）と実質的に異なるのかどうかを検討している。

図表2：BCUCC プロジェクトの範囲に含まれる取引と通常の企業結合の比較

	通常の企業結合と…		
	実質的に異なる	すべての場合において実質的に異なる	一部の場において実質的に異なる
適用される会計処理方法は1つか、複数か？	1つである。	1つ又は複数となる可能性がある。	複数である。
どの会計処理方法か？	取得法である。	取得法ではない。	取得法と、何らかの別の会計処理方法
追加論点	ない。	取得法でなければ、どの会計処理方法か。	別の会計処理方法とはどの会計処理方法か。それは取引なのか。

9. IASB スタッフの予備的見解は、図表2の一番右の列（BCUCC プロジェクトの範囲に含まれる取引は、共通支配下ではない企業結合と一部の場において実質的に異なる。）としている。

アプローチ2：簿価引継法から検討を開始する

10. 共通支配下の企業結合は IFRS 第3号の範囲から除外されているため、一部の人は、IFRS 第3号で定められている取得法は適切な出発点ではないと主張している。

11. 共通支配下の企業結合は、移転された事業に対する最終的な支配に変化がない点において、共通支配下ではない企業結合とは異なる。
12. 一部の人々は、支配が継続しているならば、通常、簿価を引き継ぐこと（すなわち、簿価引継法）が適切であると主張している。
13. しかしながら、（例えば、移転された所有持分の変動が著しい場合など）特定の状況では、移転された事業に対して公正価値を使用することで、より有用な情報が適用される可能性がある。

アプローチ1とアプローチ2の比較

14. 上述の2つのアプローチを検討した結果、取得法と簿価引継法のどちらを出発点として検討した場合でも BCUC プロジェクトの範囲に含まれる取引には複数の異なる会計処理方法を適用することとなる可能性がある。したがって、本資料の第5項に記載のとおり、どの取引に対してどの会計処理方法を適用するのかを、どのように選択するかが問題となる。
15. IASB スタッフは、アプローチ1（取得法を出発点とする。）及びアプローチ2（簿価引継法を出発点とする。）について、ASAF メンバーの見解を知りたいと考えている。

特定の取引に対する会計処理方法の選択

16. IASB スタッフは、次の3つのステップで、本論点に対する検討を行っている。
 - (1) ステップ1：特定の取引に対する会計処理方法を選択する際に考慮すべき要因の識別
 - (2) ステップ2：会計処理方法の選択に関する各要因の影響を評価するためのプロセスの決定
 - (3) ステップ3：ステップ1で識別された各要因の検討と、ステップ2の評価プロセスの適用

(ステップ1：考慮すべき要因の識別)

17. IASB スタッフは、他の基準設定主体による要求事項、共通支配下の企業結合に関する公表ガイダンス、及びアウトリーチやディスカッションからのフィードバックを踏まえ、特定の取引に対する会計処理方法を選択する際の要因の例として、次のものを挙げている。

- (1) 企業結合の意思決定プロセス
- (2) 取引の目的
- (3) 対価
 - ① 対価の価格決定
 - ② 対価の形式
 - ③ 公正価値の証拠
- (4) 経済的実質 (commercial substance)

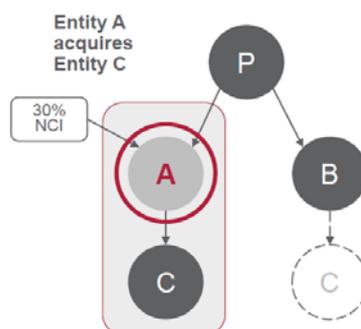
(ステップ2：要因を評価するためのプロセス)

18. IASB スタッフは、会計処理方法の選択に関する各要因の影響を評価するためのプロセスを決定するにあたり、(1)概念フレームワーク、(2)報告企業の視点、(3)主要な利用者、(4)有用な情報及び(5)コストの制約がそれぞれ絡み合っているとしたうえで、(2)から(5)のそれぞれについて、(1)の概念フレームワークを参照している。

報告企業の視点

- 19. 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念 ED」という。)の第 3.9 項によれば、財務諸表は、報告企業の視点からみた取引及びその他の事象に関する情報を提供するとされている。
- 20. 次の図表 3 は、P 社の 70%子会社である A 社が、P 社の共通支配下にある B 社から、B 社の子会社である C 社を取得したことを示している。IASB スタッフは、BCUCC プロジェクトにおいて、結合当事企業 (図表 3 の A 社及び C 社) の視点に焦点を当て、支配企業 (図表 3 の P 社) や移転元企業 (図表 3 の B 社) の視点には焦点を当てないとしている。

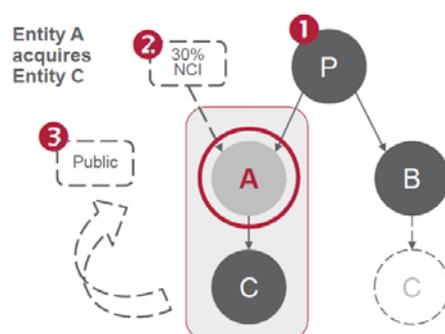
図表 3：報告企業の視点



主要な利用者

21. 「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念 FW」という。)の OB5 項によれば、財務諸表の主要な利用者は、潜在的な及び現在の投資者、融資者及び他の債権者であるとされている。
22. 次の図表 4 は、P 社の 70%子会社である A 社が、P 社の共通支配下にある B 社から、B 社の子会社である C 社を取得した直後の状態であり、将来、A 社と C 社が A 社グループとして IPO を行う (すなわち、P 社が A 社の持分を一般投資家に売却する) 予定であることを示している。IASB スタッフは、BCUCC プロジェクトの範囲に含まれる取引において、主要な利用者には次の者が含まれるとして、外部の当事者に焦点を当てるとしている。
- (1) 支配企業 (P 社 (図表 4 の①))
 - (2) A 社の非支配持分 (図表 4 の②)
 - (3) 予期される IPO の潜在的な投資者 (図表 4 の③)
 - (4) A 社グループに対する融資者及び他の債権者

図表 4 : 主要な利用者



有用な情報

23. 概念 FW の OB2 項によれば、一般目的財務報告の目的は、報告企業の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することであるとされている。
24. 会計処理方法を選択する際に、当該方法によって報告企業の財政状態計算書及び財務業績計算書の両方において生み出される情報を考慮することが重要である。

コストの制約

25. 概念 FW の QC35 項によれば、コストは、会計処理方法を選択するうえでの制約とな

る可能性があるとされている。すなわち、会計処理方法を選択する際には、財務諸表利用者に提供される情報の便益が、当該情報の提供と利用のために生じるコストを上回るかどうかを考慮することが重要である。

26. IASB スタッフは、コストの制約について、次のような検討を行った。

図表 5：コストの制約

取得法	簿価引継法
公正価値を容易に入手することができず、事業評価を行うことを要求されるかもしれない（観察可能な公正価値のインプットがないことが良くある。）。 ⇒ コストと時間がかかる。	帳簿価額は容易に入手可能である。 ⇒ 適用するのが容易で、時間がかからない。また、2セットの会計記録を維持することは要求されない。

(ステップ3：ステップ1で識別された各要因の検討と、ステップ2の評価プロセスの適用)

27. ステップ1で識別された要因は、本資料の第17項に記載のとおり、意思決定プロセス、取引の目的、対価、経済的実質などがある。また、これらの識別された要因を評価する方法は、「どの会計処理方法が、その情報の便益によって正当化できるコストで、報告企業の財務諸表の主要な利用者にとって最も有用な情報を提供するか？」というものである。なお、本資料の第22項に記載のとおり、BCUCCプロジェクトでは、報告企業の財務諸表に頼ることなく情報にアクセスできる当事者ではなく、外部の当事者に焦点を当てることとしている。

28. IASB スタッフは、スタッフが識別した各要因について、特定の取引に対してどの会計処理方法を適用すべきかという決定に対し、それらの要因が影響を与えるかどうか、どのように影響を与えるか、なぜそのように考えるかという点について議論をしたいと思っている。

企業結合の意思決定プロセス

29. 企業結合は、結合当事企業間の交渉の結果として実施される。一方、結合当事企業を意思決定プロセスに関与させずに、支配企業の指示により実施される企業結合もある。場合によっては、企業結合に関する交渉が結合当事企業の間で開始されたとしても、支配企業による承認や取引条件の決定が必要となることもあるなど、企業結合に至る意思決定プロセスは様々である。

取引の目的

30. 結合当事企業にとって、取引は垂直的統合（例えば、報告企業に製品の流通チャネ

ルを追加する取引など)による便益を目的として行われる場合がある。支配企業又は被支配企業にとって、取引はグループにおける税務メリットを得るために行われる場合がある。

31. 結合当事企業の既存の活動及びその管理方法は、例えば、当該活動を効率的に統合できるかどうかなど、取引の目的を評価するうえで役立つ場合がある。

対価

32. 対価の価格決定について、取引において移転された対価は、市場参加者が経済的利益を優先して行動する場合、市場参加者が移転された事業の価格を設定するにあたり使用するものと同じ仮定を使用して決定される。

33. 対価の形式には、株式、現金、その他の資産、債務と様々なものがある。

34. 公正価値の証拠について、対価の公正価値を裏付ける独立した証拠には、次のようなものがある。

(1) 結合当事企業と関係のない、適切な資格を有する当事者による独立した鑑定評価

(2) 公開/無制限な市場における比較可能な直近の市場価格

(3) 同一の取引に対する比較可能な独立した入札価格

(4) 関連のない当事者と実際に行われた比較可能な類似の取引額

経済的実質

35. IAS 第 16 号「有形固定資産」第 24 項及び IAS 第 38 号「無形資産」第 46 項によれば、経済的実質を有する場合には、取引の結果として、報告企業のキャッシュ・フローの大幅な変更が生じる。当該評価は、支配企業が支配するすべての企業の全体的なキャッシュ・フローではなく、結合当事企業のキャッシュ・フローに焦点を当てる。

ASAF メンバーに対する質問事項

36. ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。

(1) 本資料の第 7 項から第 14 項で検討したアプローチ 1 及びアプローチ 2 に対する ASAF メンバーの見解は何か (本資料の第 15 項参照)。

- (2) 本資料の第 17 項において IASB スタッフがステップ 1 で識別した要因について、特定の取引に対してどの会計処理方法を適用すべきかという決定に対し、それらの要因が影響を与えるかどうか、どのように影響を与えるか、なぜそのように考えるか（本資料の第 28 項参照）。
- (3) 「どの会計処理方法が、その情報の便益によって正当化できるコストで、報告企業の財務諸表の主要な利用者（非支配持分、IPO における投資家、融資者及び他の債権者、支配企業のそれぞれ）にとって最も有用な情報を提供するか？」を検討するにあたり、次の事項は関係があると考えらるか。
- ① 取引が結合当事企業によって交渉されたか、または支配企業によって指示されたかどうか（本資料の第 29 項参照）。
 - ② 結合当事企業又は支配企業に主な便益があるかどうか（本資料の第 30 項及び第 31 項参照）。
 - ③ 市場参加者が使用するのと同じ仮定を使用して対価が決定されるかどうか（本資料の第 32 項参照）。
 - ④ 対価は株式以外の形で移転されたか（本資料の第 33 項参照）。
 - ⑤ 対価の公正価値が独立した証拠によって裏付けられるか（本資料の第 34 項参照）。
 - ⑥ 結合当事企業にとって取引に経済的実質があるかどうか（本資料の第 35 項参照）。
- (4) IASB スタッフは、上で挙げた要因以外に検討すべきものがあるか。また、他に共有すべき見解があるかどうか。

ASBJ 事務局の発言案

37. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は、次のとおりである。

- (1) 会計処理方法について議論を行うためには、まず BCUCC プロジェクトの範囲に含まれる取引がどのような性質のものなのかを明らかにすべきである。例えば、図表 4 の事例では、A 社が報告企業であるとしても、連結財務諸表と個別財務諸表のどちらで報告することを目的として検討を行うのか、どの利用者の視点に焦点を当てるのかといった点が明確でない。我々は、対象となる取引の性質が明確でない限り、どのような情報に目的適合性があるのかを決めることはで

きないと考えている。

ディスカッション・ポイント

IASB スタッフの提案及び ASBJ 事務局の発言案について、ご質問やご意見があれば
いただきたい。

以 上